

(第6条、第16条関係)

労 災 保 険 率 表

平成30年4月1日改定

事業の種類	事業の種類	労災保険率	
林業	林業	1000分の60	
	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の18	
漁業	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の38	
	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の88	
鉱業	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の16	
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の2.5	
	採石業	1000分の49	
	その他の鉱業	1000分の26	
	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の62	
建設事業	道路新設事業	1000分の11	
	舗装工事業	1000分の9	
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の9	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の9.5	
	既設建築物設備工事業	1000分の12	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6.5	
	その他の建設事業	1000分の15	
	製造業	食品製造業	1000分の6
繊維工業又は繊維製品製造業		1000分の4	
木材又は木製品製造業		1000分の14	
パルプ又は紙製造業		1000分の6.5	
印刷又は製本業		1000分の3.5	
化学工業		1000分の4.5	
ガラス又はセメント製造業		1000分の6	
コンクリート製造業		1000分の13	
陶磁器製品製造業		1000分の18	
その他の窯業又は土石製品製造業		1000分の26	
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）		1000分の6.5	
非鉄金属精錬業		1000分の7	
金属材料品製造業（鋳物業を除く。）		1000分の5.5	
鋳物業		1000分の16	
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）		1000分の10	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）		1000分の6.5	
めつき業		1000分の7	
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）		1000分の5	
電気機械器具製造業		1000分の2.5	
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）		1000分の4	
船舶製造又は修理業		1000分の2.3	
計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）		1000分の2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		1000分の3.5	
その他の製造業		1000分の6.5	
運輸業		交通運輸事業	1000分の4
		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の9
		港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の9
		港湾荷役業	1000分の13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3
その他の事業		農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13	
	ビルメンテナンス業	1000分の5.5	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の6.5	
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の3	
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5	
	その他の各種事業	1000分の3	